

市有財産有償貸付契約書

貸付人 富山市（以下「甲」という。）と借受人 ○○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の有償貸付契約を締結する。なお、本契約は、借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はないものとする。

（総則）

第1条 甲及び乙は、この契約書及び別紙仕様書に従い、法令を順守し、この契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、次に掲げる建物の一部（以下「貸付物件」という。）を乙に貸し付け、乙は、これを借り受ける。

所在地	区分	数量
富山市新桜町7番1	建物	7.7㎡

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を広告付き庁舎案内図の用に供するものとし、この目的以外に使用し、又は賃借権を他に譲渡し、若しくは転貸しない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和7年10月1日から令和10年9月30日までとする。

2 この契約については、貸付期間の満了により終了し、更新又は貸付期間の延長は行わない。

（貸付料）

第5条 各年度の貸付料は次に掲げる額とする。

年度	貸付料
令和7年度	円
令和8年度	円
令和9年度	円
令和10年度	円

（契約保証金）

第6条 乙は、この契約と同時に契約保証金として金 円を甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納入しなければならない。

2 次条に定める令和7年度貸付料を納入したときは、前項に定める契約保証金を貸付料の一部に充当するものとする。

3 第1項に定める契約保証金には、利息は付さない。

（貸付料の納入）

第7条 乙は、令和7年度貸付料を令和 年 月 日までに、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に一括して納入しなければならない。

2 令和8年度から令和10年度までの貸付料は各年度4月末までに、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に一括して納入しなければならない。

（電気使用料の納入）

第8条 貸付物件に係る電気使用料は、その使用料を測定し、又は推計して、実費相当額として甲が定める金額を乙が負担する。

2 電気使用料は、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に一括して納入しなければならない。

(遅延損害金)

第9条 乙は、納付期限までに貸付料を支払わないときは、その翌日から支払った日までの日数に応じ、未納入額について民法(明治29年法律第89号)に基づく法定利率により計算した金額を甲に支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第10条 乙は、この契約の締結後、貸付物件の種類、数量、性質が契約目的に適合しないことを発見した場合においても、甲に対して履行の追完請求、貸付料の減免又は損害賠償を請求することができない。

(貸付物件の引渡し)

第11条 甲は、第4条に定める貸付期間の初日に貸付物件をその所在する場所において乙に引き渡す。

(貸付物件の維持管理)

第12条 乙は、貸付物件を正常な状態において管理しなければならない。なお、貸付物件において、工作物を新設し、増設し、若しくは移設し、又は修繕をしようとするときは、あらかじめ詳細な理由を付した書面をもって甲の承認を受けなければならない。

2 乙は、貸付期間中における貸付物件の使用について、公衆の安全確保に留意し、必要に応じて安全対策を施さなければならない。

(維持費用等)

第13条 貸付期間中における貸付物件の維持保全に要する経費は、乙の負担とする。

(通知義務)

第14条 乙は、貸付物件の全部若しくは一部が滅失し又は損傷した場合は、直ちに書面をもって甲にその状態を通知しなければならない。

(実地調査等)

第15条 甲は、貸付物件について随時実地に調査し、又は所要の報告を求めることができる。この場合、乙は、その調査を拒み若しくは妨げ又は報告を怠ってはならない。

(契約の解除)

第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 貸付物件を甲において公共用又は公用の用に供する必要が生じたとき。
- (3) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (4) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(8) 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。

2 前項第1号又は第3号から第8号までの契約解除により、乙が損失をこうむることがあっても甲はその損失を補償しない。

(貸付料の返還)

第17条 甲は、前条第1項第2号の規定によりこの契約が解除された場合は、既納の貸付料のうち、乙が貸付物件を甲に返還した日の属する月の翌月以降の未経過期間の貸付料を月割計算（1円未満の端数が生じたときは切り捨て）により返還する。

2 甲は、前条第1項第1号又は第3号から第8号までの規定によりこの契約が解除された場合は、既納の貸付料は返還しない。

(原状回復)

第18条 乙は、貸付期間の満了又は第16条第1項の規定により契約を解除された場合、貸付物件を原状に復して返還しなければならない。ただし、甲が特に原状回復の義務を免除した場合はこの限りでない。

2 甲は、乙が前項に定める原状回復を行わない場合には、乙に代わって、本件土地上に存する物件を収去し原状回復させることができる。この場合において、乙は、甲による原状回復について異議を申し出ることができず、また甲が原状回復に要した費用を負担しなければならない。

(損害賠償)

第19条 乙は、その責めに帰する事由により貸付物件を損傷したときは、当該貸付物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 前項に掲げる場合のほか、乙がこの契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第20条 乙は貸付期間が満了したとき又は第16条第1項第1号及び第3号から第8号までの規定により、この契約を解除された場合において、貸付物件に投じた改良費等の有益費その他の費用があってもこれを甲に請求しない。

(疑義の決定)

第21条 この契約について疑義のあるとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定める。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 富山市新桜町7番38号
富山市長 藤井 裕久

乙 (住所)
(法人名等)
(役職名・氏名)